競争入札参加資格審査申請書
（標準様式）

記載要領

１　基準日

申請資料の記載事項の基準日は、

・　建設工事においては、競争参加資格審査の申請をしようとする日の直前に受けた経営事項審査の審査基準日とすること。

・　建設工事以外の測量・建設コンサルタント等（以下、「コンサル」という。）及び物品製造・役務の提供等（以下、「物品等」という。）においては、競争参加資格審査の申請をしようとする日の直前の営業年度の終了日とすること。

２　標準様式の形式

標準様式の形式（Excel形式）については、PDF等の他の形式に変更せずに使用すること。

３　様式１（共通書式）の作成方法

複数の区分に申請する場合、様式１（共通様式）の提出は１部で結構です。申請区分ごとに作成する必要はありませんので、ご留意ください。

（１）　英数字については、半角で入力すること。

（２）　様式上の水色セルについて記載すること。色のないセルは記載不要であることを示す。なお、以降の様式についても同様である。

（３）　**「01 新規・更新」**欄には、該当する申請区分に「○」を記載すること。
　なお、「新規」とは、伊丹市に対して過去に一度も申請を行っておらず初めて申請をする場合をいう。

（４）削除

（５）　**「04　法人番号」**欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第39条第１項又は第２項の規定により法人番号の指定を受けた者について、国税庁長官から通知された13桁の法人番号を記載すること。なお、個人の場合など、法人番号の通知を受けていない場合には記載を要しないこと。

（６）　**「05　建設業許可番号」**欄には、建設工事に係る申請をする場合に限り記載し、許可を受けている建設業の番号（８桁）を総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので、申請日の直近のものをいう。）から転記すること。

（７）　**「06 適格組合証明」**欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第２条第１項第４号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載すること。

（８）**「09 商号又は名称」**欄における株式会社等法人の種類を表わす文字については、下表の略号を用いること。
　なお、下表の区分に該当しない法人については、共通様式上の略号を記載する（　）を空欄とし、右欄に略称表記をせずに記載すること。

　また、本項における「略号」は、株式会社等法人の種類を表わす文字を選択するものであり、法人の種類を表す文字の位置（前後）については、様式５－１「３．法人格の前後」において指定すること。

<table>
<tr><td>種類</td><td>株式
会社</td><td>有限
会社</td><td>合資
会社</td><td>合名
会社</td><td>協同
組合</td><td>協業
組合</td><td>企業
組合</td><td>合同
会社</td><td>有限責任
事業組合</td><td>経常建設共
同企業体</td></tr>
<tr><td>略号</td><td>（株）</td><td>（有）</td><td>（資）</td><td>（名）</td><td>（同）</td><td>（業）</td><td>（企）</td><td>（合）</td><td>（責）</td><td>（共）</td></tr>
<tr><td>種類</td><td colspan="2">一般財団
法人</td><td colspan="2">一般社団
法人</td><td colspan="2">公益財団
法人</td><td colspan="2">公益社団
法人</td><td>特例財団
法人</td><td>特例社団
法人</td></tr>
<tr><td>略号</td><td colspan="2">（一財）</td><td colspan="2">（一社）</td><td colspan="2">（公財）</td><td colspan="2">（公社）</td><td>（特財）</td><td>（特社）</td></tr>
</table>

（９）**「11 代表者氏名」**欄について、ミドルネームを持つ申請者については、「姓」欄にラストネーム、「名」欄にファーストネーム及びミドルネームを記載すること。また、この方法によることができない場合には、全てを「姓」欄に記載すること。
　なお、本申請様式におけるその他の氏名欄についても同様に記載すること。

(10)　**「12 本社（店）電話番号」**欄及び**「16 担当者電話番号」**（必要があれば内線番号）欄における市外局番、市内局番及び番号については、（　）を用いずに、数字のみを記載すること。

(11)　**「17 担当者メールアドレス」**欄については、伊丹市からの種々の連絡に対応でき得るアドレスを記載すること。なお、伊丹市に対して過去に一度も申請を行っておらず初めて申請する事業者については、本項に記載のメールアドレスを兵庫県電子入札共同運営システム（以下、「電子入札システム」という。）の連絡用メールアドレスに伊丹市が登録を行う。それ以外の事業者については、伊丹市が電子入札システムの連絡用メールアドレスを変更することはできないため、各自、設定しなおすこと。

(12)　**「18 代理申請時使用欄」**は、行政書士が代理申請する場合に使用すること。なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は本欄への記載は不要であること。

(13)　削除

(14)　**「20 営業年数」**欄には、

【建設工事の場合】

申請日の直近の総合評定値通知書における営業年数（１年未満切り捨て）を記載すること。

【コンサル、物品等の場合】

登録を希望する業種に係る事業の開始日（複数の業種を希望する場合は最も早い開始日）から基準日までの期間（１年未満切り捨て）を記載すること。ただし、この間に当該事業を中断した期間がある場合には、これを除いた期間（１年未満切り捨て）を記載すること。

なお、建設工事の区分も併せて申請する場合は、上記「【建設工事の場合】」を優先すること。

(15)　**「21 常勤職員の人数（人）」**欄について、法人にあっては常勤役員の数を含めた職員の合計人数を、個人にあっては事業主を含めた職員の合計人数を記載すること。

(16)(17)　削除

４　様式２－１　競争参加資格希望工種表の作成方法【建設工事】

（１）　**「24 建設工事の許可業種等」**の**「① 建設工事の許可業種区分」**の「許可状況」欄については、建設業法第３条第１項の国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けている業種（建設業法別表第１による業種区分）について「○」を記載すること。また、「許可区分」欄については、建設業法第３条第１項第１号に掲げる者に係る同項の許可（以下、「一般建設業の許可」という。）を受けている場合には「１」と、同項第２号に掲げる者に係る同項の許可（以下、「特定建設業の許可」という。）を受けている場合には「２」と記載すること。

（２）　**「② 年間平均完成工事高」**欄には、上記許可を受けている業種ごとに完成工事高（消費税を含まない金額。以下本項目において同じ。）を記載すること。個人企業から会社組織に移行した場合又は他の企業を吸収した場合等にあっては、移行前の企業体又は吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている工事業に係るものに限る。）を含めた完成工事高を記載すること。

なお、「② 年間平均完成工事高」とは、総合評定値通知書における「年平均」と同じである。

（３）**「③ 競争参加資格希望工種区分」**欄については、29業種のうち、登録を希望する業種について、「③ 競争参加資格希望工種区分」の「01」列に「○」を記載すること。

（４）**「④ 総合評定値」**欄には、総合評定値通知書における「総合評定値」を記載すること。

５　様式３－１　競争参加資格希望業種表・経営状況調査表の作成方法【コンサル】

（１）　**「25 測量等実績高」**の各欄については、次により記載すること。

ア　**「①競争参加資格希望業種区分」**欄は、伊丹市が設定した別紙１に掲げる業種区分のうち登録を希望する業種のコードを「コード」欄に記載すること。「業種名」欄には記載したコードに対応する業種名が自動的に表示される。

イ　**「④前２ヶ年間の平均実績高」**欄は、それぞれ登録を希望する業種ごとに記載すること（消費税を含まない金額。百円単位は四捨五入）。登録を希望する業種以外の業種に係る実績高がある場合には、これを「合計」欄の上欄に「その他」として一括計上し記載すること。

※　工事、物品等の実績は含めないこと。この他に、他の資格を有しており、当該実績高を計上している場合は、その実績についても含めないこと。

個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあっては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている事業に係るものに限る。）を含めた実績を記載すること。

（２）　**「26　有資格者数」**欄については、下表の右欄に掲げる有資格者の数をそれぞれ該当する欄に記載し、同表「その他」の欄に掲げる職員数については空白の欄に当該免許等の名称とともに記載すること。

記載する有資格者数は自社の常勤職員のみとし、非常勤職員、友好・協力関係にある別企業の職員等は記載しないこと。

免許等の名称	有資格者
構造設計一級建築士	一級建築士として５年以上構造設計の業務に従事した後、国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う講習の課程を修了した者（新建築士法の施行前においてもその実施が認められている講習（いわゆる「みなし講習」）受講者を含む。）
設備設計一級建築士	一級建築士として５年以上設備設計の業務に従事した後、国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う講習の課程を修了した者（新建築士法の施行前においてもその実施が認められている講習（いわゆる「みなし講習」）受講者を含む。）
一級建築士	建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の免許を受けている者
二級建築士	建築士法による二級建築士の免許を受けている者
建築設備士	建築士法に基づく建築設備資格者を定める告示（昭和60年建設省告示第1526号）による建築設備士の登録を受けている者
建築積算資格者	社団法人日本建築積算協会の行う建築積算資格者試験に合格し、登録を受けている者
一級土木施工管理技士	建設業法による技術検定のうち検定種目を土木施工管理とするものの一級に合格した者
二級土木施工管理技士	建設業法による技術検定のうち検定種目を土木施工管理とするものの二級に合格した者
測量士	測量法（昭和24年法律第188号）による測量士の登録を受けている者
測量士補	測量法による測量士補の登録を受けている者
環境計量士	計量法（平成４年法律第51号）による環境計量士の登録を受けている者
港湾海洋調査士	一般社団法人海洋調査協会の行う港湾海洋調査士認定試験に合格した者
不動産鑑定士	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）による不動産鑑定士の登録を受けている者

不動産鑑定士補		不動産の鑑定評価に関する法律による不動産鑑定士補の登録を受けている者
土地家屋調査士		土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）による土地家屋調査士の登録を受けている者
司法書士		司法書士法（昭和25年法律第197号）による司法書士の登録を受けている者
ＲＣＣＭ		一般社団法人建設コンサルタンツ協会の行うＲＣＣＭ資格試験に合格し、登録を受けている者
技術士	総合技術監理部門	技術士法（昭和58年法律第25号）による第２次試験のうち、技術部門を総合技術監理部門（選択科目を下記部門の選択科目（記載のない部門は全ての選択科目）とするものに限る。）に合格した者
	建設部門	技術士法による第２次試験のうち、技術部門を建設部門（選択科目を「土質及び基礎」とするものを除く。）とするものに合格した者
	農業部門	技術士法による第２次試験のうち、技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者
	森林部門	技術士法による第２次試験のうち、技術部門を森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者
	上下水道部門	技術士法による第２次試験のうち、技術部門を上下水道部門とするものに合格した者
	電気・電子部門	技術士法による第２次試験のうち、技術部門を電気・電子部門とするものに合格した者
	機械部門	技術士法による第２次試験のうち、技術部門を機械部門とするものに合格した者
	地質調査	技術士法による第２次試験のうち、技術部門を建設部門（選択科目を「土質及び基礎」とするものに限る。）又は応用理学部門（選択科目を「地質」とするものに限る。）とするものに合格した者
その他		建設業法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工、建築施工管理、管工事施工管理、電気工事施工管理又は造園施工管理とするものに合格した者
		電気事業法（昭和39年法律第170号）による第１種電気主任技術者、第２種電気主任技術者又は第３種電気主任技術者の免状の交付を受けている者
		消防法（昭和23年法律第186号）による甲種消防設備士又は乙種消防設備士の免状の交付を受けている者
		公共事業に必要な土地等の取得若しくは使用、これに伴う損失の補償又はこれらに関連する業務に関し７年以上の実務の経験を有する者
		上記の他、測量等業務に関連する免許等を受けている者

（３）（４）　削除

（５）　**「29　登録を受けている事業」**欄については、下表の区分による登録を受けている場合に、それぞれ該当する欄に登録番号及び登録年月日を記入し、これら以外の登録等を受けている場合には余白の欄に必要事項を記載すること。

登録等の名称	内容
測量業者	測量法第55条による登録を受けている場合
建築士事務所	建築士法第23条による登録を受けている場合
建設コンサルタント	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第２条による登録を受けている場合
地質調査業者	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第２条による登録を受けている場合
補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第２条による登録を受けている場合
不動産鑑定業者	不動産の鑑定評価に関する法律第22条による登録を受けている場合
土地家屋調査士	土地家屋調査士法第８条による登録を受けている場合（土地家屋調査士が２人以上所属しているときは、１人のみについて記載する。）
司法書士	司法書士法第８条による登録を受けている場合
計量証明事業者	計量法第107条による登録を受けている場合

（６）　削除

６　様式４－１　競争参加資格希望営業品目表の作成方法【物品等】

（１）　様式４－１（**物品等**）の**「31　希望する資格の種類等」**については、次により記載すること。

ア　削除

イ　「営業品目」欄については、伊丹市が設定した別紙２の営業品目に対応した競争参加資格希望営業品目を選択し、各「コード」の左の欄に「○」を記載すること。

（２）（３）　削除

７　様式５－１　伊丹市入札参加資格審査申請独自項目届出書の作成方法【伊丹市独自】

複数の区分に申請する場合、様式５－１の提出は１部で結構です。申請区分ごとに作成する必要はありませんので、ご留意ください。

（１）　「２．業者コード」について、過去に伊丹市の有資格者となった際に伊丹市が付番したコードを入力すること。なお、令和５年度に入札参加資格者であった者については市ホームページ「令和５年度入札参加資格者情報について」に業者コードを記載した名簿を掲載しているので、参照すること。令和２年度以前に入札参加資格者であって業者コードが不明な者については空欄とすること。

業者コードは、原則、下記のルールで付番しているので参考とすること。

建設工事　：　（市内事業者）１～９９９　（市外事業者）２０００～５０００
コンサル　：　５００１～９９９９
物 品 等　：　１００００１～

（２）　「３．法人格の前後」については、法人格を表す字句の前後の区別を選択すること。

例）①株式会社伊丹サンプル商事　→　「前」
②伊丹サンプル商事株式会社　→　「後」
③伊丹サンプル商事　→　「法人格なし他」

なお、３．（８）の表の区分に該当せず、様式1（共通様式）「09　商号又は名称」の右欄に法人格等を略称表記せずに記載した場合は、「法人格なし他」を選択すること。

（３）　「４．受任者」について、入札、見積もり、契約の締結、代金の請求、受領等の権限を代理人（支店長、営業所長等）に委任する場合は「有り」を、委任しない場合は「無し」を選択すること。なお、建設工事の区分で登録する場合は、建設業法第３条にいう「営業所」にのみ委任することを可能とする。

また、登録区分ごとに異なる受任者を設置することはできないので、注意すること。

（４）　「５．振込口座」について、市からの支払金を受領するための振込口座を記載すること。「口座番号」の欄は７桁で記載することとし、「口座名義人（カナ／漢字）」の欄に記載する法人格等を表す字句については、別紙３の法人等略語一覧に従い表記すること。

なお、登録区分ごとに異なる振込口座を設定することはできないので、一事業者あたり一口座の申請を厳守すること。

（５）　「６．使用印鑑」については、本様式を書面に出力後、押印すること。入札、見積もり、契約の締結、代金の請求、受領、その他契約に関する手続きに使用する印鑑は、本様式で届け出た印鑑によるので、注意すること。

（６）　「７．資本金・自己資本額」については、

【建設工事の場合（併せてほかの区分を申請する場合も含む）】

申請日の直近の総合評定値通知書における資本金及び自己資本額を記載すること。

【コンサル又は物品等を申請し、建設工事を申請しない場合】

直前決算における資本金及び自己資本の額を記載すること。なお、自己資本額については、法人にあっては資本金額に準備金、積立金及び繰越利益金の額を加えた額とし、個人にあっては純資本の額とすること。

（７）　「８．登録区分ごとの売上高」ついては、建設工事の売上高は申請日の直近の総合評定値通知書における売上高を記載すること。コンサル及び物品等については、直前決算における売上高（消費税を含まない金額。）を記載すること。

（８）　「１０．特記事項」については、得意とする工事、保有する許可、認可、登録、特許、設備機械器具（運搬用具を含む）、主たる仕入先(代理店､特約店契約のあるときは､代､特を付すこと)、主たる製造品目など、会社の特色を示す内容を簡潔に記載すること。

なお、文章の入力にあたっては、改行（Alt＋Enter）は行わず、文字数が８００文字を超えないよう注意すること。

８　添付資料の作成方法

※　添付資料のうち官公署が行った証明資料については、内容が鮮明である場合に限り、写しによって差し支えないこと。

※　なお、公的機関の証明書については、申請日より３ヶ月前までのものを有効とすること。

（１）　建設工事に係る添付資料

ア　誓約書

伊丹市暴力団排除条例及び伊丹市契約等からの暴力団排除に関する要綱に基づき、伊丹市が行うすべての契約等から暴力団を排除していることを認識した上で「誓約書」を提出すること。なお、誓約書は市指定のものを使用することとし、受任者を設置する場合は、受任者の情報を記載し、提出すること。

イ　登記事項証明書

登記事項証明書とは、商業登記法（昭和38年法律第125号）第６条第５号から第９号に規定する株式会社登記簿等に記録されている事項を証明した書面（同法第10条に規定する書面をいう。）をいい、法人が提出すること。提出する登記事項証明書の種類は、「履歴事項全部証明書」とすること。

また、申請者が外国事業者の場合は、登記事項証明書に代えて、当該国の管轄官庁又は権限のある機関の発行する書面とすることができること。

ウ　納税証明書

（ア）「国税」の納税証明書について

法人税（個人の場合は所得税）及び消費税の納税証明書（法人の場合は様式その３の３、個人の場合はその３の２）を提出すること。

（イ）「伊丹市税」の納税証明書について

伊丹市内に本店又は営業所を有する場合は、伊丹市税（法人市民税（個人の場合は市県民税）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税）について未納がないことの納税証明書を提出すること。なお、納税証明書の交付申請にあたっては、本審査申請用の「納税証明書交付申請書」を使用することとし、窓口交付の場合は、伊丹市役所１階市民課へ申請書を提出し交付を受けること。

エ　印鑑証明書

法人の場合は法務局、個人の場合は市町村発行の証明書を提出すること。

オ　**委任状（代理人により申請する場合）**

代理人による申請をする場合には、申請者の代表者から競争参加資格審査の代理申請をする権限について委任する旨を明記した委任状を作成して提出すること。（正本を提出すること。）なお、委任状は市指定のもの以外も受け付けるが、以下の要件を記載していること。

（ア）　委任状の日付が申請から３ヶ月以内のものであること

（イ）　委任の範囲が具体的に記載してあること

（ウ）　受任者が行政書士の場合は、登録番号（行政書士証票の番号）の記載があること

（エ）　委任者・受任者の氏名、住所の記載があること

（オ）　委任者（代表者）の押印（実印）があること

カ　**総合評定値通知書の写し**

建設業法施行規則第21条の４に定める別記様式第25号の15による通知書の写しをいう。

雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限ること。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する資料（保険料の領収書等の写し）を併せて提出するものとすること。

キ　**建設業退職金共済事業加入履行証明書**

建設業退職金共済事業加入履行証明書を提出すること。なお、加入していない場合又は加入履行証明書の提出ができない場合は、その理由書を提出すること。

ク　**返信用封筒**

下記のいずれかに該当する者は送付に必要な金額の切手を貼付した「返信用封筒」を提出すること。

（ア）伊丹市に対して過去に一度も申請を行っておらず初めて申請をする者

（イ）「物品等」の区分に申請する者（併せて他の区分に申請する場合も含む。）

電子入札に参加するために必要なＩＤ及びパスワードはこの封筒によりを送付する。なお、送付する文書はＡ４サイズの用紙１枚を予定している。

また、上記以外の者には文書による通知は行わない。返信用封筒の提出があった場合は、伊丹市において破棄するので注意すること。

ケ　**受付書用葉書（受付書を希望する場合）**

申請に係る書類の受付書を希望する者は、受付印を押印するための葉書を提出すること。

なお、葉書のオモテ面には返信先の住所及び担当者の氏名を記載しておくこと。また、担当者の氏名の後には「様」と敬称を付しておくこと。

（２） コンサルに係る添付資料

ア　誓約書

８（１）アによること。

イ　登記事項証明書

８（１）イによること。

ウ　納税証明書

８（１）ウによること。

エ　印鑑証明書

８（１）エによること。

オ　委任状（代理人により申請する場合）

８（１）オによること。

カ　登録証明書等

様式３－１③「29　登録を受けている事業」欄に記載した各登録等についての登録官公署が発行する証明書をいうが、登録を希望しない業種に係るものについては提出を要しないこと。

キ　財務諸表類（１年分）

申請者が自ら作成している直前１年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び利益金処分（損失処理）計算書（個人にあっては、確定申告時に提出する資料）をいうこと。会社法及び会社計算規則により計算資料を作成する法人にあっては、貸借対照表及び損益計算書をいうこと。

ク　返信用封筒

８（１）クによること。

ケ　受付書用葉書（受付書を希望する場合）

８（１）ケよること。

（３） 物品等に係る添付資料

ア　誓約書

８（１）アによること。

イ　登記事項証明書

８（１）イによること。

ウ　納税証明書

８（１）ウによること。

エ　印鑑証明書

８（１）エによること。

オ　委任状（代理人により申請する場合）
　８（１）オによること。

カ　登録証明書等
　様式４－１に記載の登録を希望する業種のうち、営業を行うにあたり資格、許可又は届出等を必要とする場合は、それらを証する書類の写しを提出すること。

キ　財務諸表類（１年分）
　８（２）キによること。

ク　返信用封筒
　８（１）クによること。

ケ　受付書用葉書（受付書を希望する場合）
　８（１）ケよること。